SINANEN

第89期定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時

開催場所

東京都港区三田三丁目５番19号住友不動産
東京三田ガーデンタワー **ベルサール三田ガーデン２F**

インターネットによる議決権行使期限

2023年6月26日(月)　午後5時30分入力完了分まで

書面（郵送）による議決権行使期限

2023年6月26日(月)　午後5時30分到着分まで

株主様へのお知らせ

■開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場案内図をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。

■本株主総会にご出席される株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

シナネンホールディングス株式会社

証券コード　8132

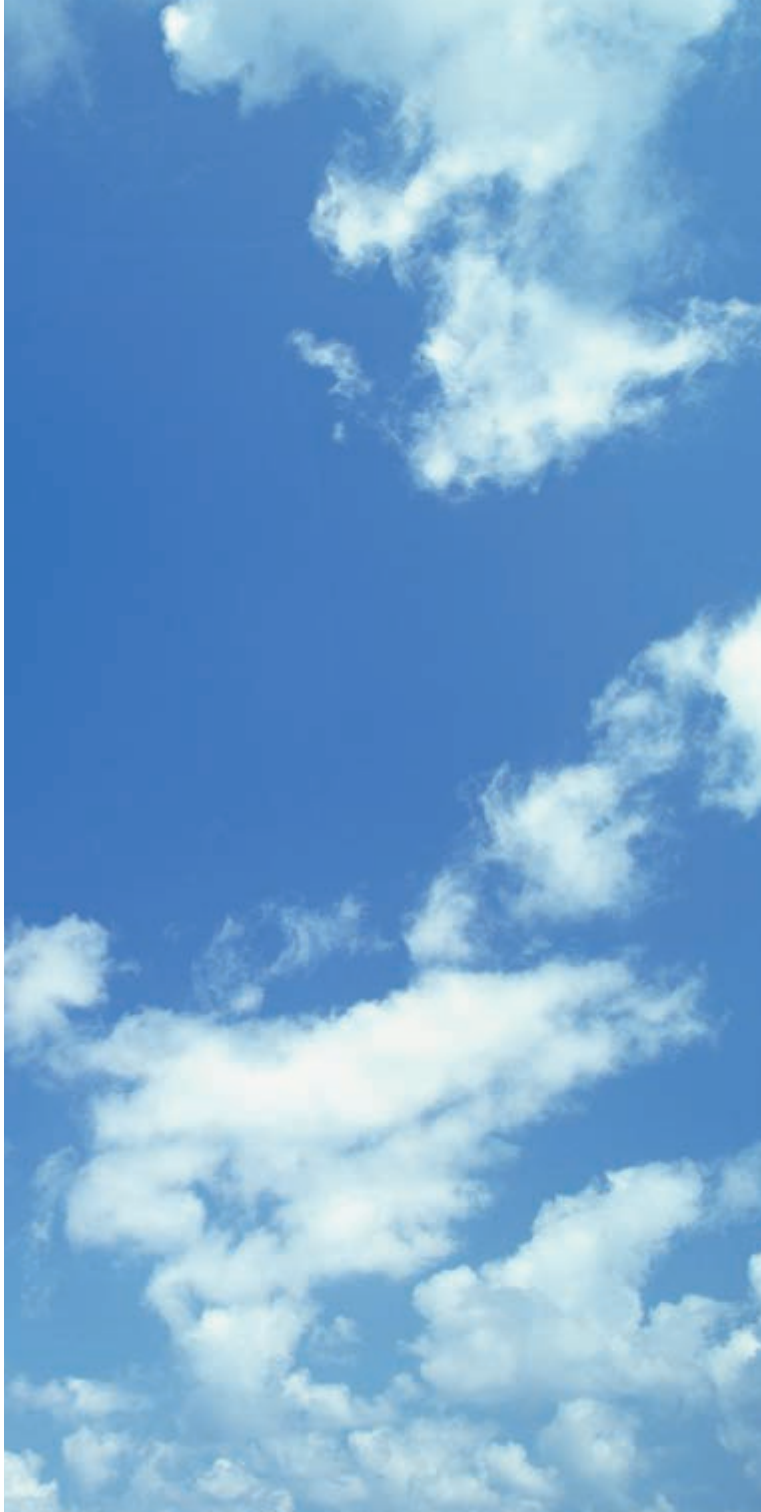

エネルギーと住まいと暮らしのサービスで地域すべてのお客様の快適な生活に貢献する

目 次

第89期定時株主総会招集ご通知 …… 2
議決権行使についてのご案内 …… 4
株主総会参考書類 …… 7
事業報告 …… 18
連結計算書類 …… 47
計算書類 …… 50
監査報告 …… 53

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第89期（2022年度）定時株主総会招集ご通知をお届けするに当たり、ご挨拶申し上げます。

第89期は、第二次中期経営計画の最終年にあたる一年でした。本中期経営計画は、シェアサイクル事業など新規事業投資の実行や組織風土改革について一定の進捗があった一方で、定量目標は未達となり、株主の皆様におかれましては多大なるご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

この３年間の進捗と目標未達の状況を真摯に受け止め、第90期からは５カ年を期間とする第三次中期経営計画を始動いたしました。引き続き、経営基盤の強化に努めるとともに、事業ポートフォリオの変革ならびに資本効率の改善に取り組むことで現状からの脱却を図り、脱炭素社会の実現に貢献する総合エネルギー・ライフクリエイト企業グループへの進化を目指してまいります。そして、お客様に安全・安心にご利用いただけるサービスの提供を通じて快適な生活の実現に貢献することで、2027年度の創業100周年に向けて大きく飛躍してまいります。

株主の皆様におかれましても、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長
山﨑　正毅

証券コード　8132
2023年６月12日
（電子提供措置の開始日）2023年６月５日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目５番27号
シナネンホールディングス株式会社
取締役社長　山﨑　正毅

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://sinanengroup.co.jp/ir/stock/report.html

株主総会資料 掲載ウェブサイト　https://d.sokai.jp/8132/teiji/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シナネンホールディングス」または「コード」に当社証券コード「8132」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、４頁から６頁までのご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時　**2023年6月27日（火曜日）午前10時**

2 場　　所　東京都港区三田三丁目５番19号住友不動産東京三田ガーデンタワー
ベルサール三田ガーデン２F
※会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場案内図をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。

3 目的事項

報告事項
1．第89期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第89期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬制度の決定の件

招集にあたっての決定事項

●書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

●書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

●インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従来どおり電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお、次回以降の株主総会資料につきましては、送付形式が決まり次第、適切な方法にて株主の皆様へご案内差し上げる予定です。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結注記表」
② 計算書類の「個別注記表」

なお、上記①～②は監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　▶▶▶　https://sinanengroup.co.jp/

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）による議決権行使

議決権行使期限　2023年6月26日（月曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使

議決権行使期限　2023年6月26日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。
議決権行使書面上にスマートフォン専用のQRコード（ID・パスワードのご入力不要）を記載しております。

詳細につきましては、次頁をご参照ください。

株主総会にご出席される場合

株主総会開催日時　2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始　午前９時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
代理人により議決権をご行使される場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。
なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

議決権行使のお取り扱い
書面とインターネットにより、議決権を重複してご行使された場合は、インターネットによるご行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回ご行使された場合は、最後に行われたご行使を有効といたします。
（ご参考） 機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードをご入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※議決権行使書はイメージです。

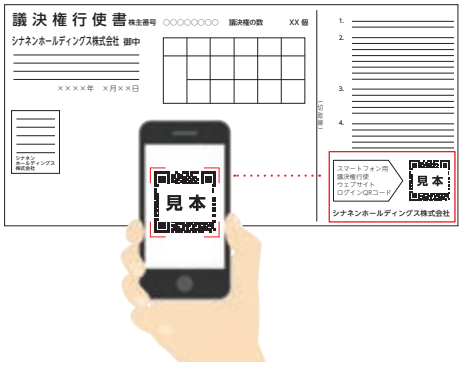

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

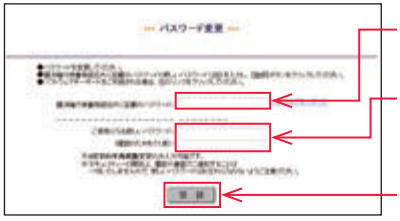

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パスワードのお取り扱い

- パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

ご注意

インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

みずほ信託銀行　証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524
（受付時間　年末年始を除く 9:00～21:00）

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

監査体制の一層の強化を図るとともに、経営の監督機能及び基盤を強化するため、定款第19条（員数）に定める監査等委員である取締役の員数の上限を２名増員し、４名から６名に変更するものです。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更定款案
（員数） 第19条　本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は６名以内とする。 2　本会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。	（員数） 第19条　本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は６名以内とする。 2　本会社の監査等委員である取締役は、６名以内とする。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）山﨑正毅氏、清水直樹氏、間所健司氏の３名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

また、監査等委員会は、取締役の選任について、各候補者の資質、取締役会全体の実効性、企業価値向上等の観点から、検討を行いました。その結果、各候補者は、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当社の業績向上に貢献していることから、監査等委員会は、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号
1

再任

山﨑 正毅（やまざき まさき）

1955年1月19日生
所有する当社の株式数　7,668株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年	4月	AIU保険会社入社（現AIG損害保険株式会社）
1996年	1月	Walt Disney Enterprise,Japan入社 (現The Walt Disney Company (Japan) Ltd.) Finance Director
2001年	1月	Electronic Arts,Japan入社 CFO,Vice President
2004年	4月	Vale,Japan株式会社入社 取締役財務・経営管理担当
2012年	12月	同社代表取締役副社長
2016年	6月	当社社外取締役監査等委員（常勤）
2018年	6月	当社代表取締役副社長企画担当役員
2019年	6月	当社代表取締役社長（現在）

取締役候補者とした理由

山﨑正毅氏は、2019年６月に当社の代表取締役社長に就任して以来、グループ全体の経営の指揮を執り、強力なリーダーシップで経営課題に取り組む等、グループ全体の持続的な成長を図ってまいりました。2020年からは社員の考え方・慣習・行動様式の変革を起こすために、風土改革活動の陣頭指揮を執り、社員の成長と企業価値の向上を図っております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

再任

清水 直樹（しみず なおき）

1960年5月28日生
所有する当社の株式数　6,737株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月　当社入社
2008年 4月　当社経営企画部長
2012年 6月　当社取締役財務経理部長
2015年 4月　当社取締役経営企画本部長
2016年 6月　当社常務取締役経営企画本部長
2018年 6月　当社常務取締役CCO兼管理担当役員
2020年 6月　当社代表取締役専務CCO
2023年 6月　当社代表取締役専務
　　兼シナネン株式会社代表取締役社長（予定）

取締役候補者とした理由

清水直樹氏は、当社の要職を歴任し、管理分野において幅広い経験と知識を有しております。また取締役就任以来、積極的に意見・提言を行い、当社の経営戦略の策定、グループ経営体制の強化及び風土改革の推進に取り組み、コーポレート・ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

再任

間所 健司（まどころ けんじ）

1960年10月16日生
所有する当社の株式数　3,283株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月　東京国税局採用
1988年11月　大和証券株式会社入社
　　(現株式会社大和証券グループ本社)
　　株式会社大和証券経済研究所出向
　　(現株式会社大和総研)
1995年 7月　株式会社大和総研転籍
2016年 4月　EYトランザクション・アドバイザリー・
　　サービス株式会社入社
　　(現EYストラテジー・アンド・コンサルティング 株式会社)
2017年 3月　当社執行役員経営企画本部経営企画部長
2019年 4月　当社上席執行役員経営企画部長
2020年 6月　当社取締役経営企画部長
2021年 7月　当社取締役
2022年 4月　当社取締役経営企画部長
2022年12月　当社取締役（現在）

取締役候補者とした理由

間所健司氏は、経営全般に関する豊富な経験と実績を有し、経営戦略の策定や広報・IR等にも携わるなど幅広く企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

新任

三橋 美和（みつはし みわ）

1973年９月16日生
所有する当社の株式数　2,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月　当社入社
2019年 4月　シナネンモビリティPLUS株式会社 代表取締役社長
2023年 6月　当社取締役CCO（予定）

取締役候補者とした理由

三橋美和氏は、2019年に新規事業・シェアサイクルサービスを提供するシナネンモビリティPLUS株式会社の初代社長に就任し、データドリブンを重視するとともに、「地域活性化」と「わくわく感」を創出すべく、自治体や提携会社との強固な連携を構築してサービス品質を高め、同社を日本有数のシェアサイクル事業者に育て上げました。この経営手腕は、当社の業務執行においても発揮できると判断したため、同氏を新しく取締役候補者といたしました。

(注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2.当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険(Ｄ＆Ｏ保険)契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の39頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は、2023年７月１日に更新予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

監査等委員である取締役４名のうち村尾信尚氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化を図るために１名増員したく、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員である取締役２名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号
1

村尾 信尚（むらお　のぶたか）

再任　社外　独立

1955年10月１日生
所有する当社の株式数　－株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年４月　大蔵省（現財務省）入省
1982年５月　外務省在ニューヨーク日本国総領事館副領事
1985年７月　大蔵省（現財務省）理財局国庫課長補佐
1998年７月　同省主計局主計官
2001年７月　財務省理財局国債課長
2002年７月　環境省総合環境政策局総務課長
2002年12月　環境省退官
2003年10月　関西学院大学教授（現在）
2006年10月　NEWS ZERO（日本テレビ系列）メインキャスター（2018年９月迄）
2019年10月　特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム顧問（現在）
2021年　6月　当社社外取締役監査等委員（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村尾信尚氏は、財務官僚として、国家予算作成・施策策定に関与するなど豊富な経験を有し、現在は大学教授を務めております。10年以上にわたり報道番組のキャスターを務めたことから、政治・経済・社会等に関する幅広い見識と国内外に豊富な人脈を有しております。かかる実績を踏まえ、当社の成長とコーポレート・ガバナンスの向上への貢献及び任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬等への関与を通じた監督、助言等の役割を期待し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、既存の会社経営の概念にとらわれることなく、専門的な経験・見識により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号

2

宗像 雄一郎（むなかた ゆういちろう）

新任　社外　独立

1960年１月５日生
所有する当社の株式数　－株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 3月	公認会計士登録
1993年 6月	太田昭和監査法人入所 （現EY新日本有限責任監査法人）
1998年 7月	アーンスト・アンド・ヤングLLPニューヨーク事務所駐在
2000年 5月	監査法人太田昭和センチュリー社員（パートナー） （現EY新日本有限責任監査法人）
2001年12月	米国公認会計士資格取得
2014年 7月	新日本有限責任監査法人EY日本エリアアカウンツリーダー 兼運営会議メンバー（現EY新日本有限責任監査法人）
2016年 9月	同法人EY日本エリアアシュアランス・デピュティリーダー
2018年 4月	同法人FAAS事業部長
2018年 5月	EYソリューションズ株式会社代表取締役
2022年11月	霞ヶ関キャピタル株式会社社外取締役監査等委員（現在）
2023年 6月	当社社外取締役監査等委員（予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宗像雄一郎氏は、公認会計士として会計及び監査に関する専門的な知識と豊富な経験を重ね、海外駐在などによる豊富な国際経験と国際感覚を有しております。かかる実績を踏まえ、当社の企業価値向上とコーポレート・ガバナンスの向上への貢献及び任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬等への関与を通じた監督、助言等の役割を期待しております。上記の理由により、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

(注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2.各候補者は社外取締役候補者であります。
3.当社は、村尾信尚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、宗像雄一郎氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4.当社は、村尾信尚氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。また、宗像雄一郎氏が選任された場合、当社は、同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5.当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険(Ｄ＆Ｏ保険)契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の39頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は、2023年７月１日に更新予定であります。
6.本総会終結時における村尾信尚氏の社外取締役就任期間は、２年であります。

(ご参考) 取締役会の構成［2023年6月27日以降の予定］

当社取締役会は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人材にて構成するものとします。

そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。

なお、当社の取締役候補者は、任意の指名・報酬委員会の意見に基づき取締役会が決定しており、以下の取締役会の構成は、本株主総会における第２号議案、第３号議案が原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

取締役	当社が各取締役に特に期待する分野						●男性 ●女性
	経営経験	財務会計	リスクマネジメント	事業戦略マーケティング	法務法規制等	国際性	
山﨑 正毅	○	○		○		○	●
清水 直樹		○	○		○		●
間所 健司		○		○	○		●
三橋 美和	○	○	○	○			○
平野 和久 監査等委員 社外 独立		○	○			○	●
篠 連 監査等委員 社外 独立			○		○		○
村尾 信尚 監査等委員 社外 独立		○			○	○	●
三谷 宏幸 監査等委員 社外 独立	○			○		○	●
宗像 雄一郎 監査等委員 社外 独立		○	○		○	○	●

※上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬制度の決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）の報酬限度額は、2016年６月24日開催の第82期定時株主総会において、年額276百万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない。）（以下「金銭報酬枠」といいます。）とご承認いただいており、更に、2021年６月22日開催の第87期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「旧株式報酬制度」といいます。）に係る譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額60百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、旧株式報酬制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年３万株以内とすること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は約１年間から約５年までの間で取締役会が定める期間とし、また、必要に応じて当社の取締役会が定める一定の業績目標の達成を譲渡制限解除の条件とすることなどにつき、ご承認をいただいております。

今般、対象取締役に対し、旧株式報酬制度に比して、より一層、当社グループの企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との更なる価値共有を進めることを目的として、役員報酬制度を改定することといたしました。

本改定後の役員報酬制度においては、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」といいます。）を導入することとし、現行の対象取締役の金銭報酬枠とは別枠で、新たに本制度に基づく報酬として対象取締役に交付する当社普通株式の総数及び支給される金銭報酬債権の総額を、それぞれ、年３万株以内（ただし、３年分累計９万株以内を一括して支給できるものとし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）及び年額60百万円以内（ただし、３年分累計180百万円以内を一括して支給できるものとします。）とすることにつき、ご承認いただきたいと存じます。

なお、現在の対象取締役は３名ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は４名となります。また、本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、旧株式報酬制度は廃止し、今後は旧株式報酬制度に基づく株式交付及びそのための金銭報酬債権の付与は行わないものとします。

1. 業績連動型株式報酬制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、2023年４月１日から2026年３月31日までの３事業年度とします。）における業績に関する評価指標の目標値（以下「業績目標」といいます。）の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度です。したがって、本制度の導入時点では、各対象取締役に対して当社普通株式を交付するか否か及び交付する株式数の額は確定しておりません。

2. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、①対象取締役の基本報酬に応じて設定した基準交付株式数に、②当社取締役会で決定した業績目標の達成割合等、及び③役務提供期間比率を乗じて各対象取締役に割り当てる株式の数を決定いたします。

その上で、対象取締役に対し、当該対象取締役が割当てを受ける株式数に、割当てを受ける当社普通株式の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社普通株式を割り当てます。なお、割当てを受ける当社普通株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。以上の各対象取締役に割り当てる株式の数は、以下の算定式にしたがって算定いたします。

【算定式】

割り当てる株式の数＝基準交付株式数(①)×業績目標達成度(②)×役務提供期間比率(③)

① 「基準交付株式数」は、対象取締役の基本報酬に応じて、当社取締役会において決定します。なお、当初の基準交付株式数の合計は３株以内といたします。

② 「業績目標達成度」は、評価期間における業績目標の達成割合に応じて、０％から100％までの範囲で、当社取締役会において決定します。なお、当初の評価期間における評価指標は、2026年３月期のROE（連結）とし、業績目標達成度は、以下のとおりとすることを想定しております。

ROE	業績目標達成度
６％以上	100%
５％以上６％未満	80%
４％以上５％未満	60%
３％以上４％未満	40%
３％未満	０％

③　「役務提供期間比率」は、役務提供期間中の在任月数を役務提供期間の月数で除した比率とします。役務提供期間は、評価期間とは別に、当社取締役会が定める期間とします（なお、当初の役務提供期間は、2023年３月期に係る定時株主総会の終結の時から2024年３月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。）。

(2) 本制度における報酬等の上限

本制度により、対象取締役に対して発行又は処分される当社普通株式の総数及び支給される金銭報酬債権の総額は、それぞれ、年３万株以内（ただし、ただし、３年分累計９万株以内を一括して支給できるものとし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）及び年額60百万円以内（ただし、３年分累計180百万円以内を一括して支給できるものとします。）といたします。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利の全部又は一部を喪失することといたします。

(4) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

(5) その他

対象取締役が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社取締役会の定める地位を退任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭（ただし、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ60百万円以内といたします。）を支給することができるものといたします。

なお、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告の37頁から39頁に記載のとおりでありますが、当社は、本議案をご承認いただいた場合に、当該方針を変更することを予定しております。また、上記のとおり、本制度に基づき付与される株式による希釈化率は軽微であることから、本制度に基づく株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、本議案が本株主総会において承認されることを条件として、当社子会社の取締役に対しても、本制度におけるものと同様の事後交付型業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。なお、この場合、当社の子会社の取締役に対する現行の譲渡制限付株式報酬制度（旧株式報酬制度と同様のもの）を廃止し、今後は当該譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式交付及びそのための金銭報酬債権の付与は行わないものとします。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から持ち直しの動きが見られたものの、依然として世界的な資源価格の高騰が続いていることに加え、長期化するウクライナ情勢に端を発する地政学的リスクの顕在化や為替相場の急激な変動など引き続き予断を許さない状況が続いています。

国内エネルギー業界においては、主力の石油類・ＬＰガスの仕入価格に影響を及ぼす原油価格・プロパンＣＰは、夏場以降の世界的なインフレを背景とした景気後退懸念による需要減から、やや下落基調に転じたものの、ロシア産原油の供給を巡る不透明感は根強く、引き続き、高値圏で推移しました。また、電力業界においても、節電要請が夏季と冬季に発出される厳しい需給動向を背景に、12月までは卸電力市場価格が高値圏で推移していたものの、年明け以降は冬季の需要期であるにも関わらず需要が伸び悩んだことからスポット価格が前年比で４割程度低下するなど、見通し難い状況が続きました。さらに、長期的な観点でも、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）から「急速かつ大幅で～即時の温室効果ガスの排出削減が必要」とする第６次評価報告書が2023年３月に採択されるなど、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しています。

このような環境の中、当社グループは、2027年度の創業100周年での飛躍に向けた基盤整備の期間と位置付けた第二次中期経営計画の最終年度を迎えました。第二次中期経営計画期間においては、既存事業の選択と集中、低効率資産の活用・売却による資本効率の改善を推進するとともに、シェアサイクル事業など新規事業への戦略投資を実行しました。また、前連結会計年度に引き続き、ＤＸ推進に向けたＩＴ関連投資や人財関連投資を計画に沿って加速させてきました。

その結果、当連結会計年度の業績については、原油価格やプロパンＣＰの高騰に伴う販売単価の上昇により、売上高は3,422億54百万円（前連結会計年度比18.3％増）となりました。利益面は、主に電力事業において、調達コストが高止まりする中、冬場の需要増加を見越して調達した相対電源価格に対する価格転嫁が遅れたことなどにより、売上総利益が333億36百万円（前連結会計年度比3.1％減）となりました。営業利益・経常利益については、売上総利益の減少に加えて、ＩＴ関連投資を含む支払手数料や人件費等の増加に伴い販売費及び一般管理費が５億13百万円増加した影響などにより、営業利益８億95百万円（前連結会計年度比63.9％減）、経常利益12億27百万円（前連結会計年度比62.5％減）となりました。また、2020年より取り組んでいる韓国の大型陸上風力発電事業につきましては、建設予定地の都市計画条例改訂により、当初見込んでいた計画及び開発が著しく困難になったと判断し、保有する固定資産の減損処理を行うなど、27億62百万円の特別損失を計上しました。これにより、親会社株主に帰属する当期純利益については、４億78百万円（前連結会計年度比80.8％減）と大幅減益となりました。

≪ご参考≫ 業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
342,254百万円	**895**百万円	**1,227**百万円	**478**百万円

セグメント別事業概要

エネルギー卸・小売周辺事業
(B to C事業)

主要な事業内容

- 家庭向け及び小売事業者向けＬＰガス等各種燃料販売事業
- リフォーム・ガス器具販売等の家庭向けエネルギー周辺事業
- 都市ガスの供給事業
- ＬＰガス保安及び配送事業並びに家庭向け電力販売事業

売上面は、主力の「ＬＰガス・灯油販売」で、原油価格やプロパンＣＰの高騰に伴い販売単価が大幅に上昇し、増収となりました。

利益面は、住設機器等の増販があった一方、電力販売において調達コスト上昇の影響を受け売上総利益が大幅に悪化し、減益となりました。

なお、新たな収益源確保に向けた取り組みとして、当連結会計年度より、東北エリアにおいて集合住宅向け建物維持管理に関する事業を開始するとともに、関東エリアにおいても不動産の売買・管理等を行う不動産事業を開始しました。

以上の結果、当連結会計年度におけるエネルギー卸・小売周辺事業の売上高は814億19百万円（前連結会計年度比11.3%増）、営業利益は150百万円（前連結会計年度比85.5%減）となりました。

≪ご参考≫

売上高構成比

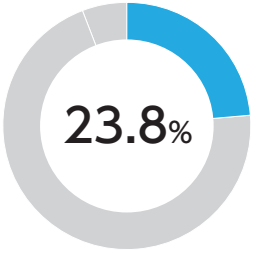

売上高

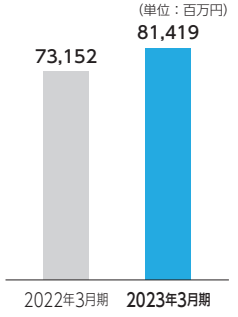

営業利益

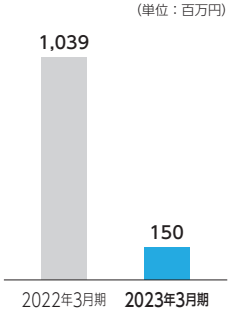

エネルギーソリューション事業
(B to B事業)

主要な事業内容

- 各種石油製品販売事業
- 電力販売事業
- 太陽光発電事業
- 太陽光発電システムの販売及びメンテナンス事業
- 住宅設備機器販売事業
- 国内外での再生可能エネルギー電源開発事業

売上面は、主力の石油事業でＢｔｏＣ事業と同様に原油価格の高騰に伴い販売単価が大幅に上昇し、増収となりました。

利益面は、船舶燃料部門における長期契約案件の獲得に加えて、軽油の販売機能を強化したオイルスクエアでの拡販を中心に石油類で売上総利益が増加した一方、ＢｔｏＣ事業と同様に調達コスト上昇の影響を受けた電力事業における売上総利益の悪化が大きく影響し、赤字となりました。

なお、韓国における大型陸上風力発電事業は、当初見込んでいた計画及び開発が著しく困難になったと判断し、株式の売却可能性を含め関係各所との折衝を進めています。

以上の結果、当連結会計年度におけるエネルギーソリューション事業の売上高は2,412億51百万円（前連結会計年度比22.0％増）、営業損失は３億46百万円（前連結会計年度は営業利益５億73百万円）となりました。

≪ご参考≫

売上高構成比

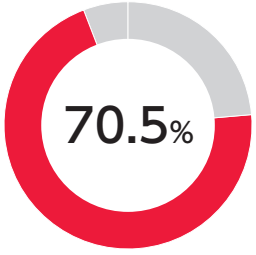

売上高

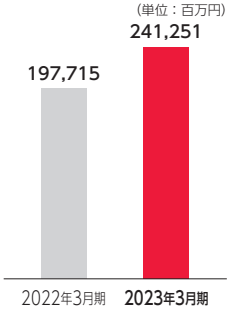

営業利益または営業損失

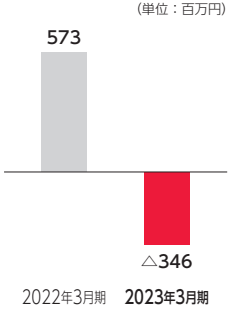

非エネルギー事業

主要な事業内容

- 自転車事業
- シェアサイクル事業
- 環境・リサイクル事業
- 抗菌事業
- システム事業
- 建物維持管理事業

非エネルギー事業全体としては、抗菌事業の需要一服があった一方、シェアサイクル事業・システム事業が好調に推移したことなどにより、増収増益となりました。

自転車事業（シナネンサイクル株式会社）は、世界的な部品不足の解消を背景に、海外輸送費や原材料価格の高騰に対応した価格改定の実施に加えて、新規法人開拓を推進したことで、増収増益となりました。

シェアサイクル事業（シナネンモビリティＰＬＵＳ株式会社）は、収益性の高いターゲットエリアを中心にシェアサイクルサービス「ダイチャリ」の拠点開発を推進するとともに、新たな地方自治体との実証実験を開始し、2023年３月末現在、ステーション数は3,100カ所超、設置自転車数は10,000台を超える規模まで拡大しました。利用データを活用した運営効率化も進め、昨年４月に行った価格改定の効果も相まって、設立以来初の通期黒字を達成しました。

環境・リサイクル事業（シナネンエコワーク株式会社）は、主力の「木くずリサイクル」において、新設住宅着工戸数の伸び悩みによる建築系廃棄物の発生量減少が影響し、減収減益となりました。

≪ご参考≫

売上高構成比

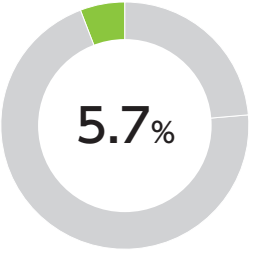

売上高

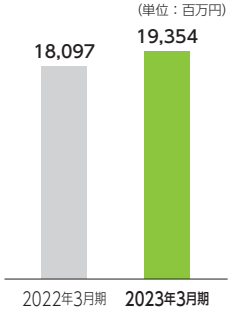

営業利益

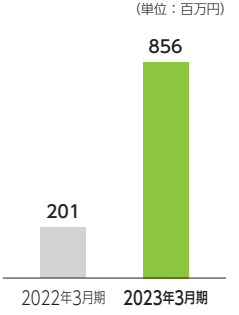

抗菌事業（株式会社シナネンゼオミック）は、新型コロナウイルス感染症拡大による抗菌需要が一服した影響により減収減益となりました。なお、新たな成長戦略として、中国・台湾市場での拡販や「吸着剤」の事業拡大に向けた取り組みを進めています。

システム事業（株式会社ミノス）は、主力のＬＰガス基幹業務システムの安定的な貢献に加え、電力自由化に対応した顧客情報システム（電力ＣＩＳ※）が伸長しており、顧客管理軒数も870万軒を超える規模まで拡大し、好調に推移しました。また当連結会計年度より、2028年３月期中のリリースに向けて、次世代システムの開発をスタートさせています。

建物維持管理事業の中核となるタカラビルメン株式会社は、マンション・斎場など定期管理業務の安定的な貢献に加えて集合住宅の運営管理業務のエリア拡大が順調に進み、増収増益となりました。また、新たに公営斎場の運営を受託するなど、翌連結会計年度の安定収益確保に向けた成果も表れています。なお、建物維持管理事業を手掛けるグループ４社については、昨年10月よりグループシナジーやスケールメリットを求めた統合への取り組みを本格稼働させておりますが、2023年10月をもって統合し、総合建物メンテナンス会社としてサービス展開を進めていく予定です。

以上の結果、当連結会計年度における非エネルギーの売上高は193億54百万円（前連結会計年度比6.9%増）、営業利益は８億56百万円（前連結会計年度比324.9%増）となりました。

※　ＣＩＳとは、Customer Information Systemの略で、顧客情報の管理から契約形態に合わせた料金計算、請求までの業務を一括で管理できるシステムのこと。

事業セグメント別売上高

セグメントの名称	売上高	構成比	前期
	百万円	%	百万円
エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）	81,419	23.8	73,152
エネルギーソリューション事業（B to B事業）	241,251	70.5	197,715
非エネルギー事業	19,354	5.7	18,097
その他	228	0.1	374
	百万円	%	百万円
合計	342,254	100	289,340

（2）対処すべき課題

当社グループの主力事業である石油・ガス事業を取り巻く環境は、国内人口の減少、省エネ機器の普及、ライフスタイルの変化などによりエネルギー需要の減少傾向が続き、引き続き厳しい状況にあります。また、世界的な脱炭素・ＳＤＧｓへの意識の高まりに加えて、国内でも2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動きが加速する中、総合エネルギーサービス企業グループとして責任ある対応が強く求められています。

当社グループでは、こうした経営環境の変化や時代の潮流に対応すべく、当連結会計年度までの第二次中期経営計画において、創業100周年での飛躍・躍進に向けた経営基盤の整備を進めてきました。2023年４月からは、「脱炭素社会の実現に貢献する総合エネルギー・ライフクリエイト企業グループへの進化」をビジョンとする第三次中期経営計画を新たにスタートさせています。

第三次中期経営計画で掲げるビジョンの実現に向けて、経営基盤の強化を加速させるとともに、成長戦略を確実に実行することが、当社グループの対処すべき課題と考えています。

第三次中期経営計画の概要は、以下のとおりです。

グループ全体戦略

経営基盤の強化を加速させつつ、成長戦略を実行し、ビジョンの実現を目指します。

【成長戦略】

1．事業ポートフォリオの変革

季節や気候など外部環境による影響が大きい石油・ガス事業に依存した事業ポートフォリオから、外部環境による影響が少ない持続可能な事業ポートフォリオに移行すべく、電力事業や再生可能エネルギー事業、生活関連事業を中心に成長領域を特定し、経営資源の集中投下を行うとともに、新規事業の創出を推進していきます。また、ポートフォリオの変革を明確化すべく、第三次中期経営計画期間中に、事業セグメントの変更を行っていきます。

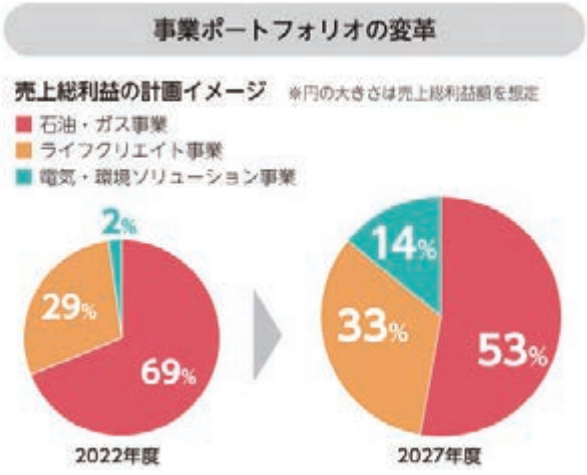

2．資本効率の改善

建物維持管理事業の統合を皮切りに、既存事業の選択と集中を踏まえたグループ内再編を推進します。また、主力事業におけるエリア効率性の向上を促進し、収益の最大化を図ります。

【経営基盤強化】

3．風土改革・働き方改革のさらなる推進

第二次中期経営計画から引き続き風土改革と働き方改革を推し進め、個を高め活かしあう自由闊達な組織風土の醸成と、社員の成長に資する制度や仕組みの整備を進めていきます。

4．人財育成の推進、人財の適正配置の実現

企業価値は社員の市場価値の総和であるという考えのもと、社員の自律的成長に資する育成体系の整備を行うとともに、事業ポートフォリオに基づく人員シフトを進め、利益最大化をもたらす組織の構築を目指します。

5．業務効率化、標準化等による生産性向上

事業戦略に沿った最適な業務プロセスの構築や新たな基幹システムの構築によるスムーズな経営管理体制の確立により、生産性の向上を進めていきます。

6．グループ経営体制の強化

グループガバナンスの強化、とりわけ、リスク管理体制の強化と実効的・機動的なグループ経営体制の構築に取り組んでいきます。特に、2023年度においては、投資評価機能の強化や撤退基準の具体化をはじめとした投資基準の明確化とともに、エネルギー事業におけるマーケットリスクの管理強化など予実管理の精度向上を優先的に対処すべき課題として、捉えています。

また、事業部門・事業会社間の横断的な連携やデジタル技術による新たな価値の創出に取り組み、グループ経営体制を強化していきます。

財務目標・非財務目標

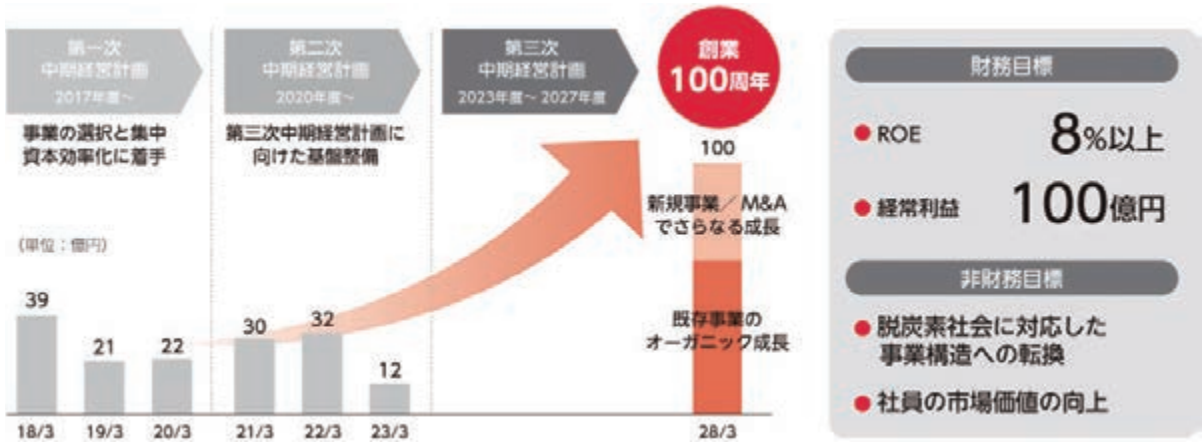

【財務目標】

2027年度の財務目標として、ROE８％以上、経常利益100億円を設定しました。

【非財務目標】

非財務目標を設定するにあたっては、国際的なガイドラインを参照しつつ、当社グループとステークホルダーにとって重要と思料する社会課題を網羅的にリストアップしました。リストアップした課題について、当社グループのミッションとバリューを踏まえつつ、課題の重要度と緊急度の両面から検証を行った上、サステナビリティ委員会を中心に協議を行った後、経営陣での議論、取締役会の決議を経て、下記のとおり設定しました。

・脱炭素社会に対応した事業構造への転換

当社グループは、脱炭素社会の実現のためカーボンニュートラル目標を設定し、自社操業に伴うGHG排出量（Scope１＋２）の削減目標を、2027年度に2016年度比31％減、2030年度に2016年度比50％減、2050年度には排出量ゼロを目指します。

また、サプライチェーン全体での目標（Scope１～３）として、GHG排出量１tあたりの生産性を測る「炭素生産性」を採用しました。当社グループでは、「炭素生産性」指標を「売上総利益／GHG排出量」と定め、2027年度に炭素生産性を2016年度比6.0％向上させることを目指し、より少ないGHG排出量でより多くの利益を創出し、脱炭素社会に対応した事業構造への転換を目指していきます。

・社員の市場価値の向上

当社グループでは、個人の成長と組織の成長を連動させて、企業価値の向上を目指しています。企業価値は社員の市場価値の総和であるという考えのもと、個人の成長を促すための施策と、成長した個人に選ばれ続ける組織であるための職場環境整備を同時並行で進め、企業価値の向上につなげていきます。また、その中でも特に重要と考える「エンゲージメント」「教育投資」「ダイバーシティ&インクルージョン」の観点から、それぞれ下記の目標を設定しています。

「エンゲージメント」

会社の存在意義や事業の社会貢献性、ミッション、ビジョンなどを魅力的に発信し、学ぶ意欲のある社員には教育機会を与えキャリア形成を仕組み化し、多様な社員が活躍できる環境を整備することで、エンゲージメント指数（組織風土調査における「満足度」指数）を、2022年度の3.3から、2027年度に4.0以上へ向上させていきます。

「教育投資」

成長する個人を会社の仕組みとしてサポートすべく教育機会を拡充させるため、社員一人当たりの年間教育訓練時間を、2022年度の16.4時間から2027年度に25.0時間まで増加させていきます。

「ダイバーシティ&インクルージョン」

ダイバーシティを推進し新たな価値を創出すべく、まずは女性社員を積極登用し多様な視点を経営に反映させるため、女性管理職比率を2022年度の5.1％から2027年度に20.0%へ向上させていきます。

事業戦略

既存事業の収益拡大と脱炭素社会実現に寄与する新規事業創出の両輪で、収益性の向上を図ります。

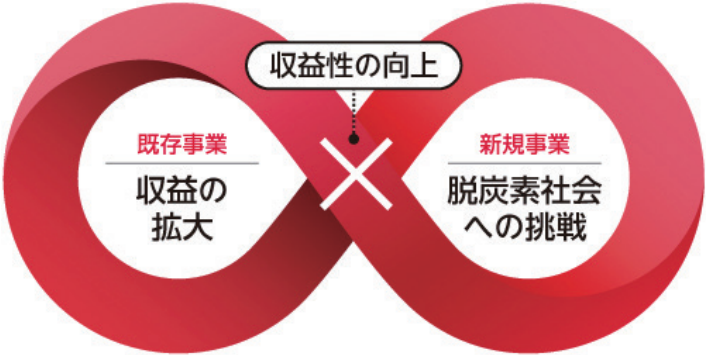

【新規事業】

既存事業の経営資源を活用し、脱炭素社会実現に寄与する新規事業の創出（再生可能エネルギー、廃棄物再資源化、環境負荷が低い新燃料製造・供給、住宅・建物の脱炭素化など）を目指していきます。

【エネルギー卸・小売周辺事業：ＢｔｏＣ事業】

直売顧客を中心とした総顧客数の拡大とともに、住宅メンテナンス・リフォームなど高付加価値サービスの拡充を推進します。

【エネルギーソリューション事業：ＢｔｏＢ事業)

石油中心のポートフォリオから電力・再生可能エネルギーなど総合エネルギーサービスへポートフォリオの転換を目指します。

【非エネルギー事業】
　建物維持管理事業とシェアサイクル事業を中心に拡大を目指します。

・建物維持管理事業
　事業会社統合によるワンストップサービスの実現で、安定収益の確保及び利益率の向上を進めます。

・シェアサイクル事業
　高収益エリアでのステーション開拓によるさらなる収益性向上とともに、メンテナンスサービスなど新たな収益源の創出を目指します。

資本戦略

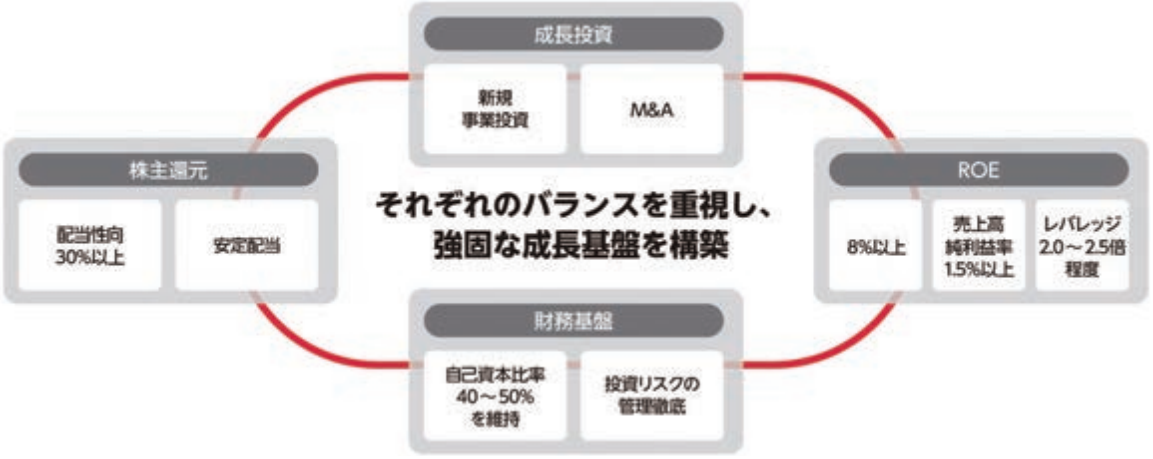

　基本方針として、健全な財務基盤を維持・活用し、持続的な企業価値向上に向けた成長投資の推進と安定的な株主還元の継続を実施します。また、株主還元においては、配当性向30％を目安に一株あたり75円を下限とした安定配当を維持しつつ、中期的には配当性向40％への引き上げを目指します。

　以上、株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考

シナネンホールディングスグループの サステナビリティ
Sustainability

環境に関する取り組み

取り組み1 太陽光発電所「宇都宮シナネンソーラーパーク」の稼働開始

シナネン㈱は全国で太陽光発電設備の開発・建設・販売を行っており、発電所を活用した発電事業を展開しております。本発電所は宇都宮市大谷町に位置する遊休地を利用して「宇都宮シナネンソーラーパーク」を開発し、2023年2月より稼働を開始いたしました。

初年度の年間発電量は、一般家庭約811世帯の年間使用電力量に相当し、発電した電力は、東京電力ホールディングス㈱へ売電する予定となっております。

取り組み2 日本初認証バイオ炭の農地施用によるJ-クレジットを購入

バイオ炭はバイオマスの一種で、木や竹、もみ殻など生物由来の資源を加熱し炭化したものです。これを堆肥などと一緒に活用することで植物が吸収したCO_2を炭の中に閉じ込め、大気中への排出を抑える効果があります。2022年6月に、このバイオ炭の農地施用によるCO_2排出削減量247トンが日本で初めてクレジット認証を受けました。これをうけて、シナネンホールディングスはCO_2排出削減量10トン分のクレジットを購入いたしました。

今回のクレジット購入を皮切りに、自社グループにおけるCO_2排出量の相殺に加え、祖業の炭にも通ずるバイオ炭を活用した新規事業も検討してまいります。

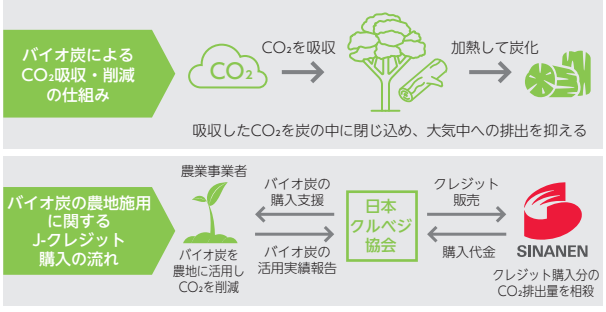

取り組み3 一般財団法人C.W.ニコル・アファンの森財団の森林整備プロジェクトの支援

アファンの森財団は、創設者で作家のC.W.ニコル氏が荒廃した日本の森を再生することを目的に、放置された里山での森の再生活動を始めたことをきっかけに森を守る活動を展開しています。シナネンホールディングスは、このたびアファンの森財団の活動趣旨に賛同し、事業別スポンサー契約を締結し森林整備に関する事業を支援することとなりました。

今後は、アファンの森財団との共同での取り組みや、同財団が実施する活動への協力等を通じて森を守る活動に取り組んでまいります。

アファンの森▶

当社グループは、総合エネルギーサービス企業グループとして、社会への責務を果たし、地球課題の解決に取り組み、そしてSDGs達成に貢献してまいります。本項目では、当社グループのサステナビリティに関する当連結会計年度の取り組みをご紹介いたします。

社会貢献の取り組み

取り組み1 「農福連携」への協力

シナネンホールディングスは、2020年度より、一般社団法人農福連携自然栽培パーティ全国協議会の一反プロジェクトに参画し、「障がい者の雇用支援」×「自然栽培の稲を育てる」という農福連携の活動を支援しており、活動支援の一環として、自然栽培米の田植えや収穫に参加してきました。

支援3年目となる当連結会計年度も、埼玉県熊谷市にて、日本のソーシャルファームであり農福連携に取り組む埼玉福興㈱の皆さんとともに、6月に田植えを、10月に稲刈りを実施しました。

当社グループ役員・社員と参加し、埼玉福興で働く皆さんとの交流を深めました。

また、埼玉福興の皆さんとともに育て、収穫した自然栽培米は、各地の子ども食堂やその運営団体等に寄贈しています。

取り組み2 全国の中学校11校で「環境とエネルギー」をテーマにした出張授業を実施

シナネンホールディングスは北海道、神奈川県、愛媛県、沖縄県など全国11校の中学校に訪問し、「環境とエネルギー」をテーマにした出張授業を行いました。授業の前半では、地球温暖化や脱炭素社会に向けた取り組みについて中学生向けにわかりやすく解説、後半では、エネルギーミックスの重要性と難しさについて、カードゲームを通じて楽しく学んでいただきました。今後もこうした出張授業を通じて、環境とエネルギーに関する知識を子どもたちに伝え、次世代を担う人材の育成を支援してまいります。

（3）財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	2020年3月期 第86期	2021年3月期 第87期	2022年3月期 第88期	2023年3月期 第89期（当期）
売上高	237,036	217,122	289,340	342,254
営業利益	2,454	2,935	2,480	895
経常利益	2,203	3,023	3,272	1,227
親会社株主に帰属する当期純利益	2,989	2,717	2,487	478
1株当たり当期純利益	274.84円	249.83円	228.33円	43.82円
総資産	90,611	96,834	104,908	101,350
純資産	48,821	51,905	54,381	53,631
1株当たり純資産額	4,425.87円	4,707.96円	4,922.46円	4,902.63円

（注）第88期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）を適用し、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っています。

≪ご参考≫

売上高

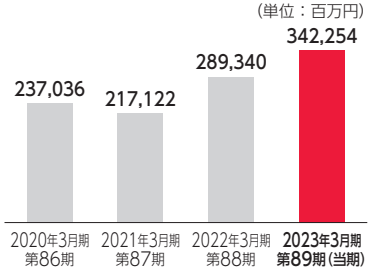

営業利益／経常利益

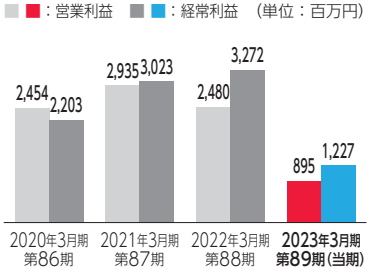

親会社株主に帰属する当期純利益

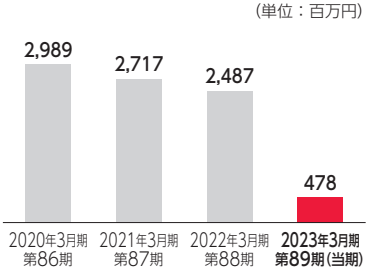

1株当たり当期純利益

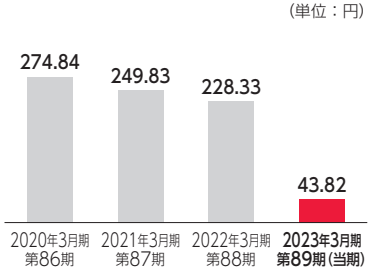

総資産／純資産

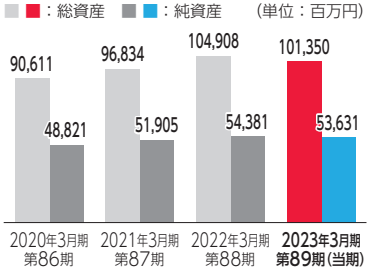

1株当たり純資産額

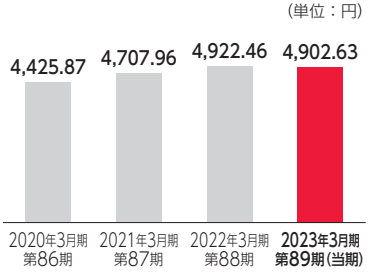

（4）設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は40億円であり、その主なものは次のとおりです。

・事務所等の改修、建替え
・太陽光発電設備
・ガス事業での供給設備設置等
・ソフトウェアの導入
・灯油センター設備等
・シェアサイクル事業に関わる投資

（5）資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

（6）従業員の状況 (2023年３月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期比増減
エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）	870名 (237名)	１名増 (増減なし)
エネルギーソリューション事業（B to B事業）	228名 (129名)	12名増 (10名減)
非エネルギー事業	478名 (1,165名)	増減なし (32名増)
全社（共通）	117名 (13名)	11名増 (３名増)
合計	1,693名 (1,544名)	24名増 (25名増)

(注) １.従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しています。
２.全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
117名 (13名)	11名増 (３名増)	44.2歳	8.5年

(注) １.従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しています。
２.平均年齢、平均勤続年数は、社外への出向者、社外からの出向者を除いて計算しています。

（7）主要な借入先（2023年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,000
株式会社三井住友銀行	1,000

（8）主要な事業所並びに重要な子会社の状況（2023年３月31日現在）

当社本社　東京都港区三田三丁目５番27号

				資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
				百万円	%	
子会社	ミライフ西日本株式会社	本社	大阪市西区	90	100.00	各種燃料販売
	ミライフ株式会社	本社	東京都港区	300	100.00	各種燃料販売
	ミライフ東日本株式会社	本社	仙台市青葉区	200	100.00	各種燃料販売
	日高都市ガス株式会社	本社	埼玉県日高市	80	100.00	都市ガス供給
	シナネン株式会社	本社	東京都港区	100	100.00	各種燃料販売
	シナネンサイクル株式会社	本社	東京都港区	100	100.00	自転車の輸入販売
	シナネンモビリティＰＬＵＳ株式会社	本社	東京都港区	30	100.00	シェアサイクル
	シナネンエコワーク株式会社	本社	東京都港区	30	100.00	環境・リサイクル
	株式会社シナネンゼオミック	本社	名古屋市港区	50	100.00	抗菌剤製造販売
	株式会社ミノス	本社	東京都港区	95	100.00	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｼｽﾃﾑｻｰﾋﾞｽ
	タカラビルメン株式会社	本社	茨城県龍ケ崎市	10	100.00	建物維持管理

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 47,520,600株

(2) 発行済株式の総数 10,936,185株
(自己株式2,110,406株を除く。)

(3) 株主数 4,332名

(4) 大株主

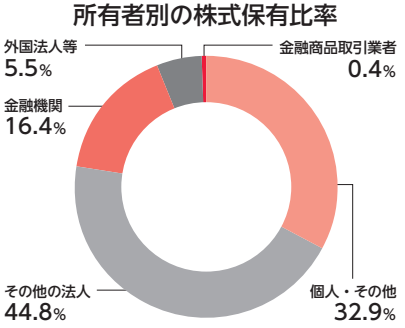

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社UHPartners2	1,067	9.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	831	7.59
株式会社UHPartners3	818	7.48
光通信株式会社	811	7.42
コスモ石油マーケティング株式会社	789	7.21
明治安田生命保険相互会社	672	6.14
出光興産株式会社	452	4.13
シナネングループ取引先持株会	445	4.07
株式会社エスアイエル	430	3.93
リンナイ株式会社	374	3.42

(注) 1. 当社は自己株式2,110,406株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は、自己株式2,110,406株を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員を除く。)	当社普通株式 2,949株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告37頁から39頁までの「(2) 取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名　（2023年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山﨑　正毅	
代表取締役専務	清水　直樹	CCO
取締役	間所　健司	
監査等委員である取締役（常勤）	平野　和久	一般社団法人Japan Society of U.S.CPAs代表理事
監査等委員である取締役	篠　連	光和総合法律事務所パートナー弁護士 高島株式会社社外取締役（監査等委員）
監査等委員である取締役	村尾　信尚	関西学院大学教授 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム顧問
監査等委員である取締役	三谷　宏幸	オフィス三谷代表 株式会社レイヤーズ・コンサルティング顧問 東京大学工学系研究科非常勤講師 大学院大学至善館教授 ボストンコンサルティンググループシニアアドバイザー NCメディカルリサーチ株式会社代表取締役社長

(注) 1．当社は、株主様に対する受託者責任を踏まえ、監査等委員会が客観的かつ適切な監査を行うことを確保するためには、常勤者による高度な情報収集力が必要であると判断し、監査等委員会規程で常勤の監査等委員である取締役を選定する旨を定めております。当該規程に基づき平野和久氏を常勤の監査等委員である取締役に選定しております。
2．監査等委員である取締役の平野和久氏、篠連氏、村尾信尚氏、三谷宏幸氏は社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
3．監査等委員である取締役の平野和久氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査等委員である取締役の篠連氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）取締役の報酬等

当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く。）（社外取締役を除く。）	123	109	14	17	4
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	-	-	-	-	-
社外取締役	43	43	-	-	5

(注) 1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬は、当事業年度の費用計上額としております。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として連結経常利益を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額に中長期業績に対する貢献度に応じた係数を乗じたものを業績連動報酬として固定報酬に合算して毎月金銭で支給することとしています。

業績指標として連結経常利益を選定した理由は、営業活動のみならず財務活動も含めた総合的な収益力の向上が重要であると判断しているためです。

当事業年度における業績連動報酬については、前連結会計年度の連結経常利益等の達成度合いにより決定していますが、2021年度における達成率は128.6%でした。

③ 非金銭報酬の内容

当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給しています。

④　取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年６月24日開催の第82期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額276百万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額72百万円以内と決議されています。

なお、第82期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名、監査等委員である取締役の員数は３名です。

また、2021年６月22日開催の第87期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、上記の報酬限度額とは別枠で、年額60百万円以内の譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することが決議されています。なお、第87期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名です。

⑤　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年３月31日及び2021年５月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）の定めを含む役員の報酬に関する規程の改定を決議いたしました。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬は、監査等委員である取締役の協議の上決定いたします。

(イ) 決定方針の内容の概要

A）社長の基本報酬は、競争力のある水準とし、同業他社及び世間水準を考慮して決定します。

B）常勤役員の基本報酬は、社長の基本報酬を基準額とし、役職ごとに定める係数を基準額に乗じて決定します。なお、基準額及び役職ごとに定める係数の決定は任意の指名・報酬委員会に一任します。

C）非常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は別途個別に決定します。

D）役員報酬の総額における業績連動報酬の割合は概ね15%程度とします。

E）社長の業績連動報酬は、連結経常利益等から算出して決定し、これを業績基準額とします。他の常勤役員の業績連動報酬は、役職ごとに定める係数を業績基準額に乗じてそれぞれ一旦決定します。業績連動報酬の総額は連結経常利益等の一定割合を超えないものとします。そして社長を含めた個人別の業績連動報酬は中長期業績に対する貢献を加味して最

終的に決定します。なお、業績基準額、役職ごとに定める係数の決定及び中長期評価は任意の指名・報酬委員会に一任します。

F）譲渡制限付株式報酬は、監査等委員である取締役を除く取締役に付与し、当社の取締役会が定める一定の業績目標達成を条件として譲渡制限を解除します。なお、付与株式数は基本報酬の10%相当とし、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定します。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額等の内容の決定にあたっては、任意の指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討に基づき決定しており、取締役会はその結果を決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、2021年６月22日開催の取締役会において、代表取締役社長である山﨑正毅氏に対し各取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最適であると判断したためであります。

（3）責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から賠償責任請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社・孫会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者です。なお、保険料は全額当社が負担しております。

（5）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員である取締役（常勤）	平野和久	当期開催の取締役会14回及び監査等委員会12回すべてに出席いたしました。会計及び内部監査に関する専門的知識と豊富な経験に基づき、当社のリスクマネジメント等について意見・提言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を果たしております。
監査等委員である取締役	篠　　連	当期開催の取締役会14回及び監査等委員会12回すべてに出席いたしました。弁護士及び他の企業の社外取締役等としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のコンプライアンス体制等について意見・提言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を果たしております。
監査等委員である取締役	村尾信尚	当期開催の取締役会14回及び監査等委員会12回すべてに出席いたしました。既存の会社経営にとらわれることなく専門的な経験・見識に基づき、社会情勢や国際情勢と照らし合わせて意見・提言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を果たしております。
監査等委員である取締役	三谷宏幸	2022年6月22日就任以降、当期に開催された取締役会11回及び監査等委員会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験に基づき、当社の経営並びに業務執行等について意見・提言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を果たしております。

4 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る報酬等の額

	支　払　額
①　当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	89百万円
②　上記①の合計額のうち公認会計士法第２条第１項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	89百万円
③　上記②の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	70百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法の定めに従い、内部統制システムの構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当社は当社グループの企業行動憲章及びコンプライアンス規程を制定し、法令遵守を当社グループのあらゆる企業活動の前提とする。

② 当社はチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。

③ チーフ・コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、コンプライアンス違反の再発防止策の指示、研修の実施等を行う。特に重要な問題は、リスク・コンプライアンス委員会で審議し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

④ 当社は内部通報制度として社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口を設け、コンプライアンスに関わる情報の確保に努める。

⑤ 当社は反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は文書管理の基本事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存及び管理する。

② 取締役は常時、前号の情報を閲覧することができる。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社はリスク管理に関する社内規程を制定し、事業遂行におけるリスクを明らかにして、リスクに応じた的確な管理を行う。

② 会社を運営するうえで発生または遭遇するリスクに対して組織規程による各職制がそれぞれに与えられた権限と責任に応じて管理する。

③ 内部監査規程により、監査部の内部監査は、取締役会で承認されたリスクベースの監査計画に基づいて行われ、監査結果は、取締役会に直接報告される。

④ 当社はリスク・コンプライアンス委員会において、当社及びグループ企業のリスク及びリスク管理状況のたな卸しを行い、必要に応じてリスク管理の向上を図る方法及びリスクを低減させる方法を社長に提案する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は中期経営計画を策定し、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算等を定めるとともに、月次業績のレビュー及び改善策を実施する。

② 当社は職務分掌及び意思決定ルール等を社内規程に定め、迅速で効率的な職務執行体制を確保する。

③ 当社は経営会議を設置して、社長の意思決定を補佐する。また、グループ経営者会議等を設置して、グループの経営課題に取り組む。

④ 当社は、任意の指名・報酬委員会を設置して、取締役（グループ企業の役員を含む）の指名及び報酬の決定に関する手続きの客観性・透明性を高める。

（5）当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 事業会社管理規程を制定し、グループ企業の重要な情報について当社への報告を義務付ける他、グループ企業各社に取締役を派遣して、適切な管理・監督を行う。

② 当社グループ共通のリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会がグループ企業のリスク及びコンプライアンスを統括的に管理する。

③ 当社が設置する社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口はグループ企業の全役員・社員が内部通報等に利用できるものとし、コンプライアンス違反の早期発見に努める。

④ 前号の通報を行った者に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑤ 監査部は必要に応じてグループ企業の内部監査を行い、業務の適正をチェックする。

⑥ グループ企業の監査役は監査結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の監査状況を監査等委員会に報告する。

⑦ 当社グループ共通の会計管理システム及びキャッシュ・マネジメント・システムの導入により当社グループ全体の業務効率及び資金効率向上を図る。

（6）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員の職務を補助する使用人を、監査等委員会室に配置し、監査等委員の指示によりその職務を行う。

（7）前項の使用人について、監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会との協議により監査部が行う内部監査は、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けない。

② 監査等委員会の補助を行う使用人の人事については、監査等委員会の同意を得なければならない。

（8）監査等委員以外の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

① 監査等委員以外の取締役は監査等委員会に対し、次に定める事項を報告するものとする。

1）毎月の経営状況に関する重要な事項

2）監査部が行う内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項

3）監査部が行う財務情報の適正性の評価に関する重要な事項

4）内部通報制度の通報状況及び内容

5）当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項

6）重大な法令・定款違反

7）その他コンプライアンス上重要な事項

② 当社グループ企業の全役員・社員は前号4）から6）に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告できるものとする。

③ 前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

（9）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会は社長、リスク・コンプライアンス委員長並びに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

② 監査等委員からその職務の執行について前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

① 当社及びグループ企業は経理規程その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。

② グループ企業の内部統制部門は財務報告の適正性についての評価結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の評価を監査等委員会及びリスク・コンプライアンス委員長に報告する。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（1）コンプライアンス体制

① 使用人に対して定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の周知・徹底を図っております。

② リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループで発生したコンプライアンス違反を総括し、再発防止策を指示、実行しております。

③ 社内及び社外に内部通報窓口を設置して、不正行為の未然防止に努めております。

（2）リスク管理体制

① リスク・コンプライアンス委員会において、グループ全体の横断的なリスク管理を行っております。

② 重要な投資案件については、事前審査委員会にて詳細なリスク分析を行ったうえで、取締役会で決議しております。

（3）グループ会社の経営管理

① 事業会社管理規程、各社決裁規程にて、重要事項の決定や重大事故の発生等について当社への報告義務を定めております。

② グループ会社の経営者会議を毎月開催して、グループ各社から業務執行状況の報告を受けております。

③ 当社取締役を主要なグループ会社の取締役及び監査役として派遣し、業務執行を管理・監督しております。

（4）監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員である取締役に、補助人４名を配置し、必要な予算計上と迅速な償還処理を行うことにより、監査等委員である取締役の業務が円滑に遂行できる体制を確保しております。

② コンプライアンス規程にて、重大なコンプライアンス違反については、監査等委員である取締役に直接通報できるものと定めております。

③ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をしております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対する利益還元を経営の最重要政策と位置づけ、連結配当性向30％以上を目安に、１株当たり75円を下限とした安定的な配当を基本とする株主還元を実施していきます。内部留保資金につきましては、事業領域拡大の原資及び事業基盤強化に向けた設備投資等に充当していく予定です。

当連結会計年度の期末配当につきましては、上記方針に基づき、１株当たり75円とすることといたしました。

なお、当社は、会社法第459条第１項に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めております。

（ご参考）【配当金の推移】

１株当たり配当金

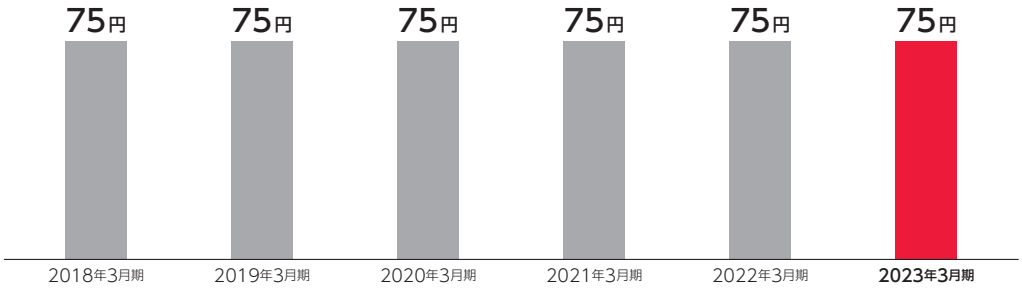

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**58,760**
現金及び預金	10,227
受取手形	374
売掛金	36,055
契約資産	21
商品及び製品	5,898
仕掛品	2,114
原材料及び貯蔵品	50
その他	4,069
貸倒引当金	△50
固定資産	**42,589**
有形固定資産	**28,306**
建物及び構築物	6,335
機械装置及び運搬具	6,118
土地	11,075
リース資産	1,678
建設仮勘定	2,364
その他	732
無形固定資産	**2,665**
のれん	1,732
その他	933
投資その他の資産	**11,616**
投資有価証券	7,399
長期貸付金	42
長期前払費用	1,425
繰延税金資産	541
その他	3,742
貸倒引当金	△1,534
資産合計	**101,350**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**39,071**
支払手形及び買掛金	27,196
短期借入金	2,949
未払金	2,082
リース債務	278
未払法人税等	959
未払消費税等	394
契約負債	1,127
賞与引当金	873
その他	3,208
固定負債	**8,646**
長期借入金	2,472
リース債務	1,240
繰延税金負債	1,745
役員退職慰労引当金	19
退職給付に係る負債	555
長期預り保証金	1,405
資産除去債務	619
その他	589
負債合計	**47,718**
純資産の部	
株主資本	**51,973**
資本金	15,630
資本剰余金	7,753
利益剰余金	34,062
自己株式	△5,473
その他の包括利益累計額	**1,642**
その他有価証券評価差額金	1,489
繰延ヘッジ損益	49
為替換算調整勘定	104
非支配株主持分	**15**
純資産合計	**53,631**
負債純資産合計	**101,350**

連結損益計算書 (自2022年4月1日　至2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目		金額
売上高		**342,254**
売上原価		**308,918**
売上総利益		**33,336**
販売費及び一般管理費		**32,440**
営業利益		**895**
営業外収益		
受取利息及び配当金	252	
保険返戻金	49	
償却債権取立益	98	
その他	369	768
営業外費用		
支払利息	83	
デリバティブ損失	45	
持分法による投資損失	256	
その他	50	436
経常利益		**1,227**
特別利益		
固定資産売却益	2,356	
投資有価証券売却益	968	3,324
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	98	
減損損失	2,543	
その他	119	2,762
税金等調整前当期純利益		**1,789**
法人税、住民税及び事業税	1,447	
法人税等調整額	598	2,046
当期純損失		**△256**
非支配株主に帰属する当期純損失		**△734**
親会社株主に帰属する当期純利益		**478**

連結株主資本等変動計算書 (自2022年4月1日　至2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日　残高	15,630	7,726	34,401	△5,555	52,201
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△817		△817
親会社株主に帰属する当期純利益			478		478
自己株式の処分		27		84	111
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	27	△339	82	△228
2023年3月31日　残高	15,630	7,753	34,062	△5,473	51,973

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2022年4月1日　残高	1,402	88	△5	1,485	693	54,381
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△817
親会社株主に帰属する当期純利益						478
自己株式の処分						111
自己株式の取得						△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	86	△39	110	157	△678	△520
連結会計年度中の変動額合計	86	△39	110	157	△678	△749
2023年3月31日　残高	1,489	49	104	1,642	15	53,631

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**10,888**
現金及び預金	3,185
前払費用	123
関係会社短期貸付金	7,293
未収入金	478
その他	103
貸倒引当金	△297
固定資産	**26,038**
有形固定資産	**4,411**
建物	1,272
構築物	43
機械及び装置	65
工具、器具及び備品	63
土地	762
建設仮勘定	2,202
無形固定資産	**392**
借地権	4
商標権	0
ソフトウェア	175
ソフトウェア仮勘定	210
電話加入権	1
投資その他の資産	**21,235**
投資有価証券	7,031
関係会社株式	10,888
関係会社長期貸付金	2,122
長期前払費用	81
保険積立金	862
敷金	212
その他	51
貸倒引当金	△15
資産合計	**36,926**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**9,378**
短期借入金	2,000
リース債務	0
未払金	191
未払費用	71
未払法人税等	240
未払消費税等	15
預り金	6,685
賞与引当金	162
その他	10
固定負債	**1,250**
リース債務	0
長期預り保証金	167
資産除去債務	78
繰延税金負債	1,004
負債合計	**10,629**
純資産の部	
株主資本	**24,865**
資本金	**15,630**
資本剰余金	**41**
その他資本剰余金	41
利益剰余金	**14,667**
利益準備金	635
その他利益剰余金	14,032
買換資産圧縮積立金	1,183
別途積立金	7,724
繰越利益剰余金	5,124
自己株式	**△5,473**
評価・換算差額等	**1,431**
その他有価証券評価差額金	**1,431**
純資産合計	**26,297**
負債純資産合計	**36,926**

損益計算書（自2022年4月1日　至2023年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
グループ運営収入	**2,585**	
不動産賃貸収入	**283**	**2,869**
営業費用		
不動産賃貸費用	**134**	
一般管理費	**3,059**	**3,193**
営業損失		**△324**
営業外収益		
受取利息及び配当金	253	
貸倒引当金戻入額	24	
その他	566	844
営業外費用		
支払利息	22	
その他	12	35
経常利益		**484**
特別利益		
固定資産売却益	2,148	
投資有価証券売却益	968	3,117
特別損失		
固定資産除却損	17	17
税引前当期純利益		**3,584**
法人税、住民税及び事業税	550	
法人税等調整額	498	1,048
当期純利益		**2,535**

株主資本等変動計算書 (自2022年4月1日　至2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2022年4月1日残高	15,630	13	13	553	49	7,724	4,621	12,949
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△817	△817
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				81			△81	－
買換資産圧縮積立金の積立					1,135		△1,135	－
買換資産圧縮積立金の取崩					△1		1	－
当期純利益							2,535	2,535
自己株式の処分		27	27					
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	27	27	81	1,133	－	502	1,717
2023年3月31日残高	15,630	41	41	635	1,183	7,724	5,124	14,667

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2022年4月1日残高	△5,555	23,037	1,197	1,197	24,234
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△817			△817
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立		－			－
買換資産圧縮積立金の積立		－			－
買換資産圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		2,535			2,535
自己株式の処分	84	111			111
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			234	234	234
事業年度中の変動額合計	82	1,828	234	234	2,062
2023年3月31日残高	△5,473	24,865	1,431	1,431	26,297

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月17日

シナネンホールディングス株式会社
　　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	海　野　隆　善
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加　藤　秀　満
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　田　里　織

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シナネンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月17日

シナネンホールディングス株式会社
　　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	海　野　隆　善
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加　藤　秀　満
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　田　里　織

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの第８９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、常勤監査等委員が主要な国内子会社の非常勤監査役を兼務し、当該会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。また、監査役等全体会議（監査等委員、子会社監査役、内部監査責任者）や常勤監査役等連絡会を通じ、意思疎通及び情報交換を図りました。さらに、内部監査部門から、シナネンホールディングス株式会社及び主要な子会社に対し実施した監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業ポートフォリオの変革を推進する上では、リスク管理体制と内部統制システムのさらなる改善が必要であると考えます。監査等委員会では、引き続きその取り組み状況の監視と検証をしてまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月22日

シナネンホールディングス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　平　野　和　久　㊞

監査等委員　篠　　連　㊞

監査等委員　三　谷　宏　幸　㊞

監査等委員　村　尾　信　尚　㊞

(注) 監査等委員平野和久、篠連、三谷宏幸及び村尾信尚は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内

会 場

東京都港区三田三丁目５番19号住友不動産東京三田ガーデンタワー
ベルサール三田ガーデン２F
(以下の「会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください)

交通のご案内

- ＪＲ（山手線・京浜東北線）　田町駅　三田口より徒歩８分
- 地下鉄（都営浅草線・都営三田線）　三田駅　Ａ３出口より徒歩６分
- 地下鉄（都営浅草線・京浜急行線）　泉岳寺駅　Ａ３出口より徒歩６分

※　会場の駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関などをご利用願います。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。